
資格試験サクセスシリーズ

社労士 GOLD
テキスト
2

国民年金法

厚生年金保険法

労務管理その他の労働に関する一般常識

社会保険に関する一般常識

社労士 GOLD テキスト2

国民年金法・厚生年金保険法・労務管理その他の労働に関する一般常識・社会保険に関する一般常識

目次

7 国民年金法	1
序論	2
ガイダンス	4
1章 総則	6
2章 被保険者	13
3章 給付の通則	24
4章 老齢基礎年金	44
5章 障害基礎年金	58
6章 遺族基礎年金	72
7章 国民年金独自の給付と給付制限	78
8章 積立金の運用	90
9章 費用	91
10章 不服申立て・雑則等	122
11章 国民年金基金	128
8 厚生年金保険法	147
ガイダンス	148
1章 総則	150
2章 被保険者	153
3章 給付通則	173
4章 老齢厚生年金	182
5章 障害厚生年金及び障害手当金	203
6章 遺族厚生年金	218
7章 脱退手当金・脱退一時金	230
8章 保険給付の制限	233
9章 費用の負担	242
10章 不服申立て等	250
11章 厚生年金基金	255

9 労務管理その他の労働に関する 一般常識275

ガイドンス	276
1 章 雇用対策法	277
2 章 職業安定法	284
3 章 労働者派遣法	293
4 章 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法	306
5 章 労働組合法	309
6 章 労働関係調整法	321
7 章 個別労働関係紛争解決促進法	324
8 章 男女雇用機会均等法	327
9 章 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律	334
10 章 障害者の雇用促進に関する法律	339
11 章 家内労働法	359
12 章 育児・介護休業法	362
13 章 短時間労働者に関する法律	384
14 章 臨時の特例措置に関する法律	394
15 章 最低賃金法	396
16 章 賃金の支払の確保等に関する法律	401
17 章 労働契約継承法	404
18 章 中小企業退職金共済法	408
19 章 勤労者財産形成促進法	416
20 章 介護労働者の雇用管理の改善に関する法律	433
21 章 職業能力開発促進法	437
22 章 労務管理用語	451
23 章 次世代育成支援対策推進法	459
24 章 建設労働者の雇用の改善に関する法律	467
(建設労働者雇用改善法)	

10 社会保険に関する一般常識477

ガイドンス	478
1 章 国民健康保険法	479
2 章 介護保険法	492
3 章 児童手当法	523

4 章	船員保険法	527
5 章	社会保険労務士法	531
6 章	確定拠出年金法	543
7 章	確定給付企業年金法	563
8 章	社会保険審査官及び社会保険審査会法	570
9 章	年金積立金管理運用独立行政法人法 (一部を除き平成18年4月施行)	575
10 章	特定障害者特別障害給付金支給法 (平成17年4月1日施行)	579

7

国民年金法

序 論

ガイダンス

1 章 総 則

2 章 被保険者

3 章 給付の通則

4 章 老齢基礎年金

5 章 障害基礎年金

6 章 遺族基礎年金

7 章 国民年金独自の給付と
給付制限

8 章 積立金の運用

9 章 費 用

10章 不服申立て・雑則等

11章 国民年金基金

国民年金法

序 論

年金法（国民年金法・厚生年金保険法）について

年金法の沿革

昭和17年6月 労働者年金保険

- ・民間企業の男性労働者のうち現業部門のみの労働者を対象とした年金制度

昭和19年10月 厚生年金保険

- ・民間企業の男性事務職員及び女性労働者等を対象とする年金制度であり現在の厚生年金保険制度は、昭和19年から続いている。

昭和34年 無拠出制の国民年金

- ・厚生年金保険等に参加できない農民・漁民、自営業者等のうち、公布当時すでに高齢の者、障害者、母子家庭の者を対象に、保険料を拠出しない無拠出制の年金制度(福祉年金制度)を導入した。

昭和36年 国民年金・・・国民皆年金の実現

- ・拠出制の年金制度にすることにより、対象者を全国民に拡大した。

このことにより、

民間企業・・・・・・・・厚生年金保険

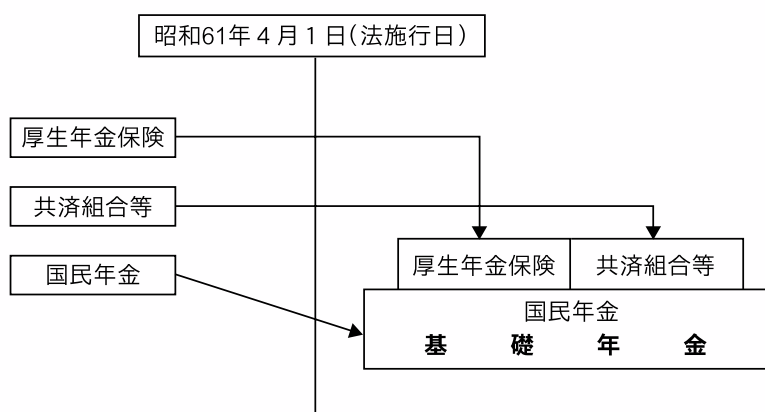
公務員・・・・・・・・共済組合等

自営業者等・・・・・・・・国民年金

のいずれかに、加入することになった。

昭和61年 基礎年金導入

【基礎年金導入】



* S.61改正後も、年金法においては改正が続くので、注意すること。

- ・年金法の大改正が行なわれ、各年金法を統一する基礎年金制度が始まった。この改正により、国民は被用者等を含めすべて国民年金に加入（1階部分）し、さらに、被用者等は厚生年金保険または共済組合等に加入（2階部分）する2階建ての年金法となった。

国民年金法

ガイダンス

国民年金法 (1) 国民年金法の意義

国民年金法は憲法25条第2項の理念に基づいて制定されており、国民に老齢、障害、又は死亡という保険事故が発生したときに、年金又は一時金を支給することにより、国民の生活を安定させることを目的とした**公的年金制度**である。

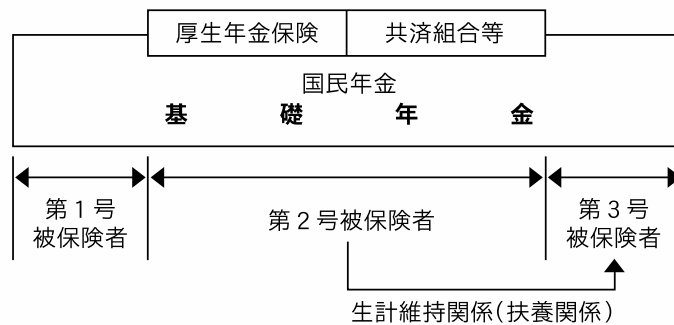
* 憲法25条第2項

「国は、すべての生活部面について、社会福祉、**社会保障**及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」

【学習のポイント】

被保険者

【被保険者】



【強制加入被保険者】

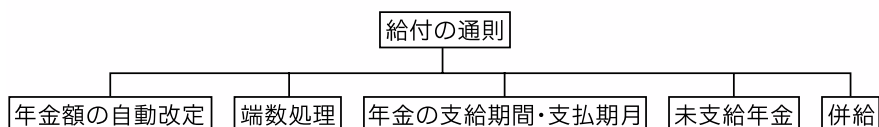
- ・ 第1号被保険者
20歳以上60歳未満の、自営業者及びその配偶者、国会議員（地方議会議員）及びその配偶者、20歳以上の学生、無職等
- ・ 第2号被保険者
会社員、公務員等
- ・ 第3号被保険者
第2号被保険者の配偶者であって、扶養家族とされている者（専業主婦等）

【任意加入被保険者】

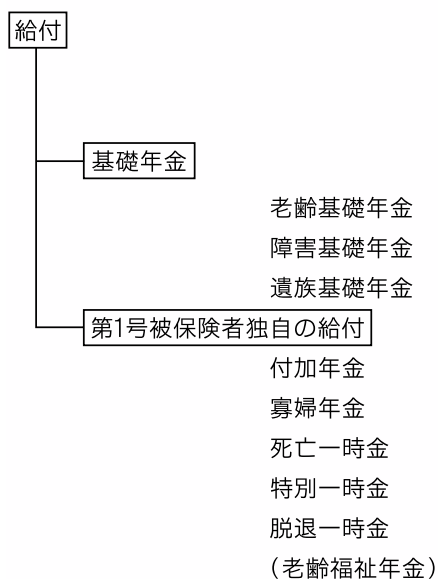
- ・ 在外邦人、日本国内に居住する60歳以上70歳未満の者等

給付の通則

【給付の通則】

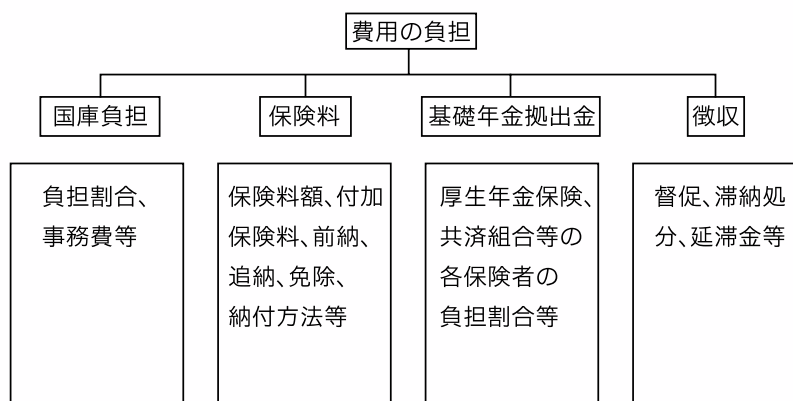


給付の種類と、支給対象者、支給要件、支給額等を明確にすること。



費用の負担

【費用の負担】



国民年金基金

通則をしっかり捉え、加入対象者と加入できない者を把握すること。また、基金の種類(地域型基金と職能型基金)の設立事項等違いを区別すること。

不服申し立て

審査請求と再審査請求について学習する。また、審査請求の対象は何かを明らかにすること。

国民年金法

1章

総 則

No.1 チェック!

国民年金制度の目的 (第1条)

国民年金制度は、日本国憲法第25条第2項に規定する理念に基づき、**老齢、障害又は死亡**によって国民生活の安定がそこなわれることを国民の**共同連帯**によって防止し、もって健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とする。

【詳細】

国民年金からは老齢・障害・遺族の各基礎年金等が支給される。

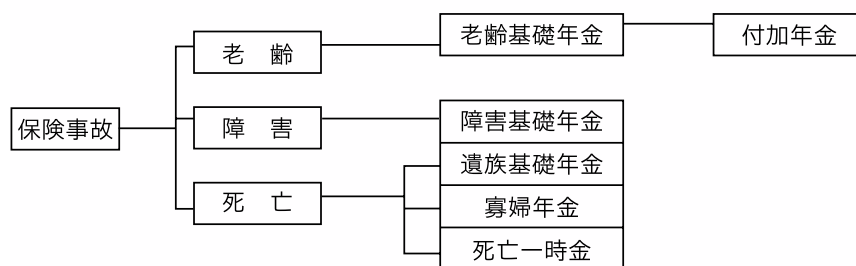
全国民共通に支給される「基礎年金」は、昭和61年4月1日からの新年金制度実施によるものであり、新年金制度の老齢給付の適用を受けるのは昭和61年4月1日において60歳未満（大正15年4月2日以降の生まれ）の人である。それ以前に既に年金受給権のある人等については、旧制度による年金水準が物価スライドによって維持されることになる。

基礎年金の給付のための財源は、被保険者からの保険料（一律定額）と国庫負担及び厚生年金保険・共済組合等からの拠出金である。

No.2 チェック!

国民年金の給付 (第2条)

【国民年金の給付】



国民年金は、前条の目的を達成するため、国民の老齢、障害又は死亡に関して必要な給付を行うものとする。

【詳細】

国民年金の保険事故は、老齢、障害、死亡の3つであると定め、これらの保険事故が発生した場合に必要な給付が行われる。

(第2条) 給付の種類

No.3 チェック!

管 掌
(第3条)

1. 国民年金事業は、**政府**が、管掌する。
2. 国民年金事業の事務の一部は、政令の定めるところにより、法律によって組織された共済組合(以下「共済組合」という。)、国家公務員共済組合連合会、全国市町村職員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会又は私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)の規定により私立学校教職員共済制度を管掌することとされた日本私立学校振興・共済事業団(以下「共済組合等」という。)に行わせることができる。
3. 国民年金事業の事務の一部は、政令の定めるところにより、**市町村長**(特別区の区長を含む。以下同じ。)が行うこととすることができる。

【詳細】

1. 国民年金事業は、国民共通の基礎年金を支給することによって、国民の生活の安定を図ることを目的としているから、政府が事業の管掌者(保険者)である。
2. 国民年金は、厚生年金保険のような事業所単位の職域保険ではなく、国民健康保険と同様に地域保険として、個人単位に保険業務が行われているため、その業務の一部を市町村長(特別区の区長を含む)法律によって組織された共済組合等などに行わせることができることになっている。
3. 市町村(特別区を含む。以下同じ。)が処理することとされている事務又は委任による地方社会保険事務局長若しくは社会保険事務所長の権限は、第1号被保険者等若しくは第1号被保険者等であった者の住所地(日本国内に住所がない第1号被保険者等又は第1号被保険者等であった者にあつては、社会保険庁長官が定める地)又は受給権者の住所地(日本国内に住所がないときは、受給権者の日本国内における最後の住所地)の市町村長又は当該住所地を管轄する地方社会保険事務局長若しくは社会保険事務所長が行うものとする。
受給権者が障害基礎年金の支給事由となった障害(法第31条第1項の規定による障害基礎年金については、後の障害とする。以下この項において同じ。)に係る初診日(昭和61年4月1日前に発した傷病による障害にあつては、当該傷病が発した日)に組合員であった場合にあつてはその属する共済組合(受給権者がその日に国家公務員共済組合連合会を組織する共済組合の組合員であった場合にあつては、当該連合会)が行うものとし、私学教職員共済制度の加入者であった場合にあつては日本私立学校振興・共済事業団が行うもの

とする。(政令第3条)

No.4 チェック!

年金額の改正 (第4条)

この法律による年金の額は、国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に応ずるため、速やかに改定の措置が講ぜられなければならない。

【詳細】

年金額の改定は、国民の生活水準、その他の諸事情に著しい変動、の2つの要因により速やかに行うものとされている。

- * 国民年金事業の財政は、長期的にその均衡が保たれたものでなければならない。著しくその均衡を失すると見込まれる場合には、速やかに所要の措置が講ぜられなければならない。(第4条の2)
- * 政府は、少なくとも5年ごとに、保険料及び国庫負担の額並びにこの法律による給付に要する費用の額その他の国民年金保険事業の財政に係る収支についてその現況及び財政均衡期間における見通し(以下「財政の現況及び見通し」という。)を作成しなければならない。(第4条の3第1項)
- * 前項の財政均衡期間(第16条の2第1項において「財政均衡期間」という。)は、財政の現況及び見通しが作成される年以降おおむね100年間とする。(第4条の3第2項)
- * 政府は、第1項の規定により財政の現況及び見通しを作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。(第4条の3第3項)

No.5 チェック!

用語の定義 (第5条)

1. この法律において、「被用者年金各法」とは、次の各号に掲げる法律をいう。
 - 一 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)
 - 二 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
 - 三 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)(第11章を除く。)
 - 四 私立学校教職員共済法
2. この法律において、「保険料納付済期間」とは、第7条第1項第一号に規定する被保険者としての被保険者期間のうち納付された保険料(第96条の規定により徴収された保険料を含み、第90条の2第1項から第3項までの規定によりその一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料につきその残余の額が納付又は徴収されたものを除く。以下同じ。)に係るもの、第7条第1項第二号に規定する被保険者としての被保険者期間及び同項第三号に規定する被保険